

藤岡市生活介護センター・藤岡市障害者就労支援センター
指定管理者募集要項



令和5年8月

藤岡市
福祉部福祉課障害福祉係

目 次

1	募集の概要	2
2	施設の概要	2
3	職員の配置基準	4
4	指定管理者が行う業務の範囲	4
5	指定管理料ほか経費に関する事項	5
6	申請(応募資格)に関する事項	5
7	募集に関する事項	6
8	申請に要する提出書類	7
9	選定(審査)方法	8
10	選定審査に関する事項	9
11	協定に関する事項	9
12	実績モニタリング評価に関する事項	9
13	指定管理者の責任の明確化	10
14	その他に関する事項	10
15	申請における留意事項	10

指定管理者制度の目的

公の施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うことで、住民サービスの向上と経費削減を目指すため、藤岡市生活介護センター及び藤岡市障害者就労支援センターは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条の規定に基づき、当該施設の指定管理者の候補を選定するため、指定管理者の候補の募集を行います。

1 募集の概要

(1) 施設名称

藤岡市生活介護センター、藤岡市障害者就労支援センター

(2) 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(注)管理運営業務を円滑に遂行するため、指定期間が開始する約 3 ヶ月前を準備期間として、業務引継ぎを含む開始準備業務を見込んでいます。

(3) 指定管理者の選定方式

選定審査は、一般公募の上、プロポーザル方式により実施いたします。書類審査及びヒアリングにより指定管理者候補者の合否を決定します。選定については、藤岡市指定管理者選定員会を設置して審査をします。

(4) 藤岡市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、藤岡市議会の議決を経て指定管理者の指定となります。

2 施設の概要

(1) 名称 藤岡市生活介護センター・藤岡市障害者就労支援センター

(2) 施設の種類 当該施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する生活介護、就労移行支援及び就労継続支援 B 型の障害福祉サービスを同一敷地、同一建物内で実施する施設で同法第 36 条第 1 項に規定されている指定障害福祉サービス事業を行う施設です。

(3) 所在地 藤岡市中栗須 873 番地 1

(4) 敷地面積 927.00 m²

(5) 建物構造 鉄骨造

(6) 施設面積 延べ床面積 A=648.00 m²

	生活介護センター	障害者就労支援センター
設置目的	在宅の重度心身障害者及びその介護者の福祉の増進を図る。	障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行うとともに、就労の機会を提供する。

専用部分	生活介護支援施設 72.00 m ² 、 脱衣室 42.44 m ² 、機械浴室 90.44 m ²	作業室①84.00 m ² 、作業室②84.00 m ²
共用部分	食堂・和室・配膳室 120.00 m ² 、トイレ・洗面所 42.44 m ² 、 事務室指導室 26.00 m ² 、倉庫 16.50 m ² ホール・廊下、玄関、風除室、送迎車両 4 台、備品他	

(7) 開所時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(ただし、市長の承認を得て変更することができます。)

(8) 休館日：①土、日曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(ただし、市の承認を得て変更することができます。)

(9) 事業概要

種別	定員	事業内容
生活介護 (介護給付費) 令和 5 年 7 月末 登録者人数 19 名	21 名	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護の 障害福祉サービスに関すること。 ①食事、入浴、排せつ等の介護及び日常生活上の支援 ②軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 ③上記の活動を通じた身体能力や日常生活能力の維持・向上を目的とした必要な介護等の実施
就労移行支援 就労継続支援 B 型 令和 5 年 7 月末 登録者人数 19 名	20 名	イ) 就労移行支援 障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行 支援の障害福祉サービスに関すること。 ①生産活動、職場体験などの機会の提供や就労に必要な 知識やスキルの訓練 ②求職活動に関する支援 ③就職後の職場への定着のための相談支援 ロ) 就労継続支援 B 型 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労移行 支援の障害福祉サービスに関すること。 ①通所により、雇用契約は結ばずに就労や生産活動の 機会を提供する ②就労に必要な知識やスキルの訓練

(10) 利用対象者

利用者は、障害者総合支援法第 22 条第 1 項に規定する介護給付費及び訓練等給付費の支給決定を受けた者とします。

3 職員の配置基準

平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき生活介護は同基準第78条から第92条、就労移行支援は第174条から第183条、就労継続支援B型は第198条から第205条に定める基準を満たし、事業の安定かつ適切な支援を実施するために必要となる職員を配置することとします。

なお、職員は従事する業務により、必要となる技量及びその資格を有する者としてします。

4 指定管理者が行う業務の範囲

藤岡市生活介護センターの設置及び管理に関する条例第8条に定める業務及び藤岡市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例第8条に定める業務を行います。

主な業務は次のとおりになります。

(1) 施設の運営に関する業務

- ①利用者への支援業務
- ②利用者及び施設等の保険管理業務
- ③個別支援計画等の作成
- ④送迎バス運行业務
- ⑤自立支援給付費システム等の請求事務
- ⑥施設管理
- ⑦関係機関との連携
- ⑧要望・苦情対応
- ⑨災害時等緊急時の体制

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ①保守管理業務
- ②清掃管理業務
- ③保安警備業務
- ④小規模修繕業務

(3) 経営に関する業務

- ①事業計画書の作成業務
- ②事業報告書の作成業務
- ③月次利用者状況報告業務、日報及び記録等の文書管理
- ④事業評価
- ⑤指定期間開始及び終了時の引継ぎ業務
- ⑥各種保険への加入
- ⑦個人情報保護の管理
- ⑧車両の管理
- ⑨その他留意事項及び協議事項

5 指定管理料ほか経費に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料は、障害者総合支援法第 29 条に規定する介護給付又は訓練等給付費及び第 30 条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費及びサービス利用料金(利用者負担)等をもって充てるものとします。

(2) 施設の修繕及び備品の取扱い

建物の躯体に係る大規模修繕等の工事については、随時、対応について市の方針を検討する。消耗部品の交換や部材の補修等の小規模な修繕については、指定管理者が対応するものとしますが修繕の事案が生じた場合は、市へ報告をしていただきます。

新規の備品は、調達方法及び費用負担などを市と協議のうえ、決定するものとします。

なお、現存する備品における小規模な修繕は、指定管理者が行うこととします。現存する市保有の送迎車両の貸与については毎年、市と協議するものとします。

6 申請(応募資格)に関する事項

(1) 申請者について

次の要件を満たす者とします。

- ①社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する市内の社会福祉法人であること
- ②法人及びその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 国税及び地方税(市税ほか)を滞納している者
 - カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - キ 障害者総合支援法第 50 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しを受けたことがある者
 - ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者又は団体
- ③指定期間中、安定した施設の管理運営を行うことができる法人
- ④障害者総合支援法に基づく生活介護及び障害者就労移行支援並びに継続支援 B 型の事業としての運営を行うことができる法人

7 募集に関する事項

(1) 募集の日程

令和5年8月15日(火)	公募の案内(市広報・ホームページに掲載)
8月16日(水)	募集要項の配布、現地説明会受付開始
8月29日(火)	現地説明会受付期限
8月30日(水)	現地説明会
9月4日(月)	募集要項の配布終了
9月5日(火)～8日(金)	質問書の受付(福祉課障害福祉係へ提出)
9月13日(水)	質問事項の回答公表
9月15日(金)～29日(金)	申請書受付期間(福祉課障害福祉係へ提出)
10月12日(木)	指定管理者選定委員会(審査日)
12月上旬	指定管理者の指定
令和6年1月～3月	基本協定締結、現指定管理者との引継ぎ並行運営

(2) 募集の手続き

①募集要項の配布

- ・配付期間：令和5年8月16日(水)から令和5年9月4日(月)午後5時15分まで
- ・配布場所：藤岡市福祉部福祉課障害福祉係
申請書及び募集要項、仕様書は市ホームページからダウンロードできます。

②現地説明会

実施する事業の内容及び指定管理施設の設備等に関する説明会を開催します。現地説明会は予約制になります。説明会への参加を希望する場合は、下記のとおり申込み手続きをしてください。

- ・開催日：令和5年8月30日(水)午後2時00分から
- ・開催場所：福祉支援センターもくせい(藤岡市中栗須873番地1)
- ・参加人数：1事業者あたり2名まで
- ・申込方法：申込期日までに申し込み書(別紙)をメール又はFAXにて申し込んでください。
- ・申込先：藤岡市福祉部福祉課障害福祉係
E-mail：hukushi2@city.fujioka.gunma.jp
FAX：0274-22-5592
- ・申込期間：令和5年8月16日(水)から8月29日(火)午後5時15分まで

③質問書の受付

募集要項や事業内容等に関する質問は、下記のとおり受け付けをいたします。別紙「質問書」をメール又はFAXにて提出してください。質問書は市ホームページからダウンロードできます。

(注)お電話での質問は受け付けられませんのでご承知ください。

- ・受付期間：令和5年9月5日(火)～8日(金)午後5時15分まで
- ・提出先：藤岡市福祉部福祉課障害福祉係
- ・質問の回答
回答は、郵送又はメール等で回答書を送付するとともに市ホームページに掲載いたします。質問内容において、意見及び提案と解されるものや質問内容が不明確なものについては、回答できない場合もありますのでご承知ください。

④申請書類の受付

申請書類については、下記のとおり受け付けをいたします。

- ・受付期間：令和5年9月15日(金)～29日(金)午後5時15分まで(必着)
土、日曜日、祝日は除きます。
- ・提出先：〒375-8601 藤岡市中栗須327番地(福祉会館1階)
藤岡市福祉部福祉課障害福祉係 まで
- ※郵送の場合は、期間内に必着したものとします。
- ※申請に要する経費等は、すべて申請者の負担となります。

⑤無効又は失格について

以下の事項があった場合は、申請無効又は失格となります。

- ・申請書類について、提出方法、提出先、提出期限など要項の内容が遵守されなかったとき
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類
- ・虚偽の内容が記載されている書類又は、その事実が判明した場合
- ・申請に必要な書類が提出されていない場合
- ・その他、指定管理者選定委員会において、協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められた場合

8 申請に要する提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

①指定管理者指定申請書(様式第1号)

以下、任意様式

- ②応募資格を満たす社会福祉法人であることの証明する書類(法人認可書類等)
- ③当該施設の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
(下記事項の内容を含めたものとしてください。)
ア 管理運営に関する基本的な考え方
イ 事業運営計画及び収支予算書(令和6年度～令和10年度)
ウ 人員配置及び職員の労働条件に関する考え方
エ サービス提供に対する考え方
オ 事故防止及び安全管理に対する考え方

カ 個人情報管理

- ④定款
- ⑤諸規定
- ⑥法人登記事項証明書
- ⑦施設長又は所長就任予定者履歴書(生活介護センター、就労支援センター)
- ⑧「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に満たす必要な職員の配置を示した書類
- ⑨申請団体の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書(財務諸表等)
- ⑩暴力団排除に関する誓約書
- ⑪寄付行為、その他規則又はこれらに類する書類
- ⑫その他市長が必要と認める書類

9 選定(審査)方法

選定審査の方法は、プロポーザル方式により下記の日程で実施いたします。申請書類を提出していてもプロポーザルを欠席された場合は、失格となります。

(1) 日時・場所

- ・開催日：令和5年10月12日(木)午後2時00分から
- ・開催場所：藤岡市役所中庁舎3階大会議室(藤岡市中栗須327番地)
(集合時間など詳細については、別途通知いたします。)

(2) プレゼンテーションについて

- ・提出された申請書類の書類審査とプレゼンテーションを実施します。
- ・プレゼンテーションの持ち時間は15分以内とします。
- ・プレゼンテーション終了後に、藤岡市指定管理者選定委員会によるヒアリングを15分程度実施します。

(3) プレゼンテーションの方法については、特に指定はありませんがプレゼンテーションに必要な機材については、申請者においてご準備くださいますようお願いいたします。

プレゼンテーションの内容については、申請書類の内容と沿ったものとしてください。なお、プレゼンテーション用の資料を別途用意する場合は、申請者の責任の下、ご準備していただいても構いません。

(4) 事前に提出した申請書類に記載のない新たな提案を出されても問題ありませんが、新たな提案をする場合は、その内容に係る資料を提出してください。提出する部数は、2部提出してください。

(5) 申請書類に関して

申請書に当たって必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

10 選定審査に関する事項

(1) 選定基準に関する事項

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ②事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の性質及び事業の内容に合致したものであること。
- ③事業収支計画の内容が、施設の管理費用の縮減を図るものであること。
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行う人員及びその他の経営規模、能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤施設管理及び維持体制が明確になっており、安全・安定的な施設管理ができる見込みがあること。
- ⑥個人情報の保護に対して、十分な能力を有していること。

以上の基準に基づき、申請書類等により選定委員会にて選定します。

なお、審査の結果、市で設定した基準点を満たす候補者がいない場合は、選定を見送ります。

(2) 候補者の決定

指定管理者選定委員会の審査後、候補者としての可否を決定します。

- ・結果通知日：令和5年10月下旬予定
- ・文書により結果を通知いたします。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補の選定後については、藤岡市議会に指定管理者指定の議案を上程し、議会の議決を受けて指定管理者の指定が決定となります。なお、議会の議決が得られず、指定管理者に指定されなかった場合においては、市はその責を負いませんので、あらかじめご承知ください。(令和5年12月上旬予定)

11 協定に関する事項

指定管理の実施にあたっては、事業を円滑に実施するため、市と指定管理者にて協定を締結します。指定期間全体に係る総合的かつ基本的な事項を定める「基本協定」と当該年度の事業について別に定める「年度協定」を締結します。

なお、現指定管理者から新規指定管理者に変わる場合は、引継ぎ期間として、現指定管理者と並行して運営を行い実施内容等について引継ぎ事務を行っていただきます。

12 実績モニタリング評価に関する事項

指定期間中においては、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に基づき、当該年度事業終了後に実績に係るモニタリングを実施します。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、当該年度の事業報告及び収支決算報告書を作成し市へ提出します。

(2) モニタリング評価に係るヒアリング

指定管理者の業務遂行状況や収支決算等の実績を確認するため、書類の点検及びヒアリングを行います。

(3) モニタリング結果の公表

モニタリング結果について、点数化するとともに評価をします。評価結果の内容は、市ホームページにて公表します。

(4) 評価結果に伴う改善指導

評価の結果、指定管理者としての事業運営状況について、見直し等必要な改善が必要であると判断した場合は、改善措置を講じるよう指示をします。なお、改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

1.3 指定管理者の責任の明確化

本要項に基づく指定管理者の指定に関して、想定されるリスクの分担は、以下のとおりとします。

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク負担は、すべて指定管理者とします。

(2) 自主事業の実施に係るリスク

指定管理者が実施する自主事業についてのリスク負担は、すべて指定管理者とします。なお、自主事業の経営悪化に伴い、指定管理業務に影響を及ぼしていると判断した場合、市は、自主事業の改善又は中止等を命ずることができることとします。

1.4 その他に関する事項

(1) 事業の継続が困難となった場合

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、指定管理者の指定の取り消しをすることでできるものとします。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。また、指定の取消しにおいて、次期の指定管理者が円滑に事業を遂行できるよう、適切な事務等の引継ぎを行うこととします。

②指定管理者の責めに帰すべきことのできない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者で協議するものとします。

(2) 協定書に定めない事項が生じた場合

市と指定管理者は誠意をもって、これを解決するよう協議するものとします。

(3) 業務の再委託の制限

①すべての業務を一括して再委託することはできません。

②個別の業務を再委託するには、市と協議を行い承諾が必要です。

1.5 申請における留意事項

(1) 申請に係る費用は、応募者の負担とし提出された書類は返却いたしません。

(2) 申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微の修正を除き原則、修正できません。

(3) 市は、選定結果の公表などに際し必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用することができることとします。

- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (5) 募集要項の公開日以降については、現地見学等の機会を除き、市職員及び藤岡市指定管理者に対し、本件申請に関する接触はできませんので、あらかじめご了承ください。

以上

【問い合わせ先】

〒375-8601 藤岡市中栗須 327

福祉部福祉課障害福祉係 担当：村 岡

電話：0274-40-2384(直)

FAX：0274-22-5592

E-mail：hukushi2@city.fujioka.gunma.jp